

所得税の確定申告・市県民税に関するお知らせ

■平成 20 年分所得税の確定申告・市県民税の申告期間

市では、次のとおり申告相談・申告書の受付を行います。

確定申告期間： 2月16日（月）～3月16日（月） 平日、午前9時から午後4時まで。

申告受付場所： 市民会館 コミュニティセンター3階 小ホール

【申告に必ず持ってくるもの】

- ①所得税または市県民税の申告書（用紙が送付された方）
 - ②源泉徴収票（給与所得、年金所得がある方）
 - ③所得の計算に必要な帳簿書類
 - ④生命保険、地震保険料等の支払証明書、その他領収書
 - ⑤国民年金保険料の控除証明書又は領収書（国民年金保険料の支払いがある方）
 - ⑥通知があった方は通知書
- ※新たに振替納税を希望される方は、金融機関名・預金の種類・口座番号・通帳使用印もご準備ください。

【市の申告会場で申告相談される方へ】

市の職員が申告相談に応じる場合は、原則として次の者とします。

- ①給与所得者及び公的年金等受給者
- ②上記①以外の者のうち、おおむね所得300万円未満の白色申告者（ただし、事業所得等の収入が約1,000万円以上である者を除きます。）

※上記以外の所得等がある方については、税務署による申告指導を受けてください。

■所得税

給与所得以外に次のような所得がある方は、申告が必要な場合がありますので、昨年1年間の収入をもう一度確認しましょう。

- ・農地や空き地を駐車場に貸したときの収入、アパートや貸間の収入（不動産所得）
- ・土地や建物などを売った収入（譲渡所得）
- ・生命保険契約等の満期保険金等（一時所得）

【サラリーマンの確定申告】

- 次のような場合は確定申告をしなければなりません。
- ・給与を一ヶ所から受けている方で、給与所得や退職所得以外の合計所得が20万円を超える場合（ただし20万円以下の場合でも市県民税の申告は必要です。）
 - ・平成20年中の給与の収入金額が2,000万円を超える場合

※源泉徴収をされている方で医療費控除、住宅借入金等特別控除などの申告をされると所得税が還付される場合があります。申告書の書き方などで分からないことがあれば、税務署又は市の申告会場で相談してください。

【農業所得の申告】

経営的規模の耕作がある方の農業所得の申告については、全て、実際の収入から必要経費を差し引いて所得を出す収支計算に基づいて申告しなければなりません。

※市の申告会場では例年大変混雑し長時間に及ぶ待ち時間が生じておりますので、農業所得に係る収入及び支出の内訳については、事前に集計し、できるだけ収支内訳書を作成のうえご来場くださるようご協力をお願いします。（収支内訳書の作成には、出荷伝票や収入金額等の分かるもの、領収書や購入証明書等の支出の分かる書類や帳簿が必要です。）

【株式譲渡の申告】

株式譲渡については多様なケースが想定されますので、株式譲渡に関する申告については社税務署でお願いします。
問合せ先：社税務署個人課税部門 ☎ 0795-42-0223

■市県民税

平成21年1月1日現在、市内に住所があり前年中に所得があった方（確定申告をする方、サラリーマン等で確定申告の必要がない方を除く）は市県民税の申告が必要です。

特に、国民健康保険に加入の方は、所得によって保険料が軽減される場合がありますので、必ず申告をしてください。申告書は3月16日（月）までに申告会場または市税務課へ提出してください。

問合せ先：市役所税務課 ☎ 8712

■平成 21 年度市県民税申告（平成 20 年分確定申告）相談日程

加西市では、今年の確定申告期間中、平日（月～金曜日）以外にも、2月22日及び3月1日の日曜日に限り市民会館コミュニティセンター3階小ホールにおいて、確定申告の相談・受付を行います。

なお、通常の土・日は閉庁しております。また、社税務署では今年の申告期間中の開庁は平日のみで、土・日は閉庁しております。

区分	期間	場所	時間	対象者
申告相談	2月16日（月）～3月16日（月）	市民会館コミュニティセンター3階 小ホール ☎④ 7701	9:00～16:00	申告の必要な方
	原則、土・日は除く。ただし、2月22日・3月1日の日曜日は相談受付を行います。			
所得税確定申告相談 社税務署・加西市	2月18日（水） 2月19日（木） 2月20日（金） 2月27日（金） 3月2日（月） 3月3日（火）	市民会館コミュニティセンター3階 小ホール ☎④ 7701	9:30～16:00	税務署職員等が申告相談に応じます。 ※事業（営業）所得、譲渡所得のある方は、なるべくこの期間にお越しください。
税理士等による無料相談 （所得税・消費税確定申告相談） 税理士会・納税協会 納貯連合会・商工会議所	2月16日（月） 2月17日（火） 2月18日（水） 2月25日（水） 2月26日（木）	加西商工会議所3階 大会議室 ☎④ 0416	9:30～16:00	対象者には、ハガキで通知します。
				税理士等が申告相談に応じます。 ハガキで通知のない方でも確定申告の相談に応じます。

【問合せ先】 税務課 税制係 ☎④8712 ※特に記載のない場合はこちらまでお問い合わせ下さい。

介護保険 要介護認定者のおむつ代の医療費控除・障害者控除

■おむつに係る費用の医療費控除について

おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降からは、介護保険法に基づく要介護認定の申請をした方で、当該年に作成された「主治医意見書」の記載内容により「寝たきり状態」、および「治療上おむつの使用が必要な状態」が継続していることが確認できる方については、この内容を市が証明することで、医師が発行した「おむつ使用証明書」の代替として、医療費控除が受けられることになっています。

本人が市に事項の確認を申し出た場合、この「主治医意見書」を活用し、市は「おむつ代に係る医療費控除のための主治医意見書内容確認書」を発行いたします。

※おむつ代について医療費控除を受けるのが初めての方は、医師の発行する「おむつ使用証明書」が必須となります。

【問合せ先】 長寿介護課 介護保険係 ☎④8788

■要介護認定者に係る障害者控除認定について

平成20年12月31日現在、介護保険法に基づく要介護認定を受けた方で、主治医意見書等により「日常生活自立判定基準」において寝たきり状態又は重度の知的障害者に相当すると判断される認知状態が、6ヶ月以上継続（2回以上の審査会資料により判断）している方について、申請により特別障害者に係る「障害者控除対象者認定書」の発行を行っています。また、認知症等で中度の知的障害者に準ずると判断される方についても、同様に普通障害者に係る認定を行います。

※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの方は手続きの必要はありません。
 ※即日交付はできませんので、お早めにご相談ください。